漢方薬の原料となる薬用作物の生産を支援します。

~ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 ~

支援内容

1. 実証ほの設置

安定した生産に資する<mark>栽培技術確立</mark>のための実証ほの設置 を支援します。



補助率

定額

(ただし、農業機械リースは1/2以内)

事業メニュー

- 〇 ほ場借り上げ代
- 〇 肥料・農薬等の資材費
- 〇 農業機械のリース
- 〇 技術指導の講師のための旅費・謝金 等

2. 農業機械の改良

低コスト生産体制確立に必要な農業機械の改良を支援します。



補助率

定額

事業メニュー

- 〇 農業機械の改良に係る経費
- 〇 農業機械の購入費(改良用に限る。) (※農業機械の改良は機械メーカー等と一体的に行います。)

3.栽培マニュアルの作成

栽培技術を普及させるための栽培マニュアルの作成を支援します。補助率定額

4. 検討会の開催

地域の実情に応じた品種の選定、事業の進行管理、成果のとりまとめ等のための検討会の開催を支援します。



補助率

1/2以内

事業実施主体

- 〇 都道府県
- 〇 市町村
- 〇 農業協同組合
- 〇 農事組合法人
- 〇 農業生産法人
- 〇 協議会
- 〇 その他農業者の組織する団体 等



対象作物の範囲

- 漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料に使用されるもの
- 〇 健康食品向け等漢方薬の原料以外に使用されるもの



補助要件

- 〇 受益農家及び事業参加者が3戸以上
- 1薬用作物当たりの設置面積が原則5アール以上
- 〇 栽培面積又は生産量の拡大に結びつく取組であること

手続の流れ

